

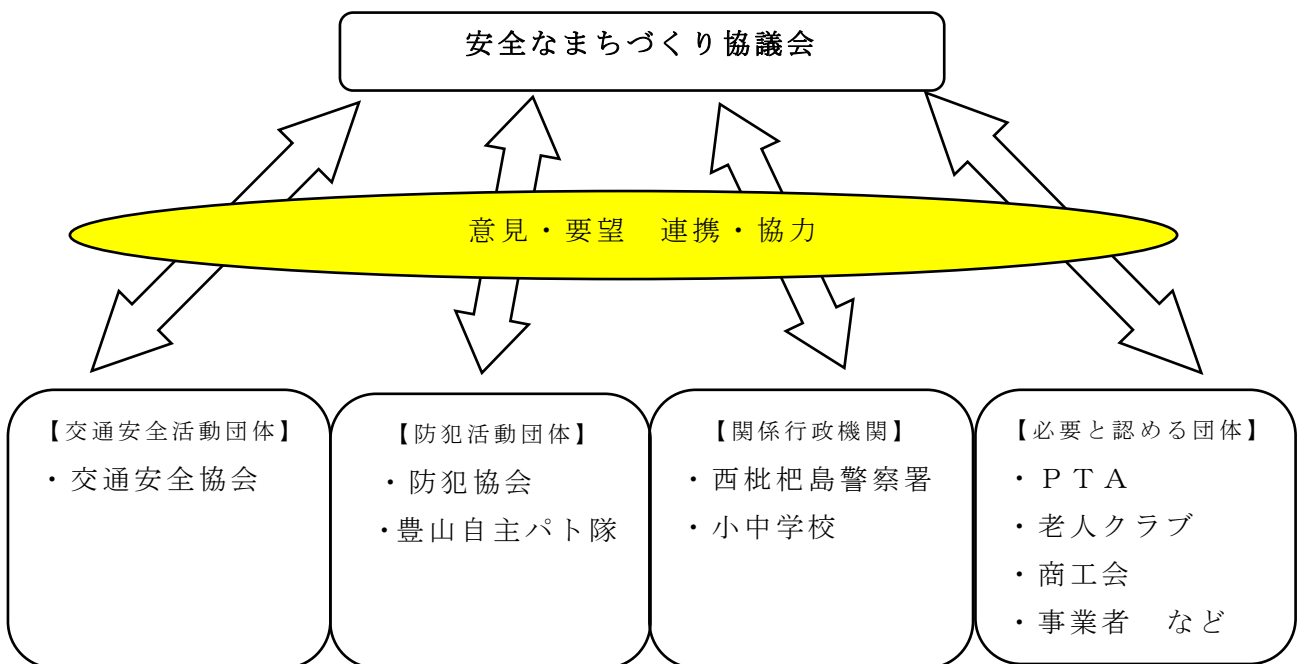
豊山町安全なまちづくり協議会設置について

1 協議会設置の背景と目的について

本町では、町、町民及び事業者が一体となって、町民が安心して安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、平成21年に豊山町安全なまちづくり条例を制定しました。また、安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全なまちづくり協議会を設置しました。

安心して安全に暮らせる生活環境は町民みんなの願いです。平成25年に実施した町民意識調査でも「犯罪のない安全なまちづくり」や「交通事故のない安全なまちづくり」の重要性が高く認識されています。その背景には、近年の犯罪の凶悪化、低年齢化、高齢者や子どもを巻き込む悪質な犯罪や交通事故の増加など、生活環境への不安の増大があります。このような状況の中、地域における防犯、交通安全に関する自主的な活動が全国に広がっています。安全なまちづくり協議会は、下の図のとおり組織する関係団体と意見・要望を出し合い、連携・協力しながら安全なまちづくりを推進しています。

【豊山町安全なまちづくり協議会組織図】



2 豊山町の取組み

(1) 交通安全の取組み

①交通安全施設整備事業

- ・交通安全灯、道路反射鏡の維持管理
- ・迷惑駐車等交通安全看板の設置
- ・広報誌による広報啓発の実施

②各団体への支援活動

- ・死亡事故ゼロの日及び交通事故防止デーの街頭指導の支援
- ・交通安全用資材（啓発用の旗）の配布
- ・交通安全自転車教室や交通講話を実施
- ・全国交通安全県民運動期間中に行う交通キャンペーンの実施

③その他

- ・平成28年度に「豊山町自転車等放置の防止に関する条例」を施行
- ・平成30年度より「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施
- ・令和元年度に「豊山町自転車の安全利用の促進に関する条例」を施行
条例施行に伴い、自転車用ヘルメット購入費補助制度を実施
- ・令和2年度より「ペダル踏み間違い抑止装置の設置費補助事業」を実施

(2) 防犯の取組み

①防犯施設整備事業

- ・防犯灯の維持管理
- ・防犯カメラの設置による犯罪抑止
*防犯カメラの設置費補助事業
- ・広報誌による広報啓発の実施

②各団体への活動支援

- ・防犯パトロール活動の支援
- ・青色回転灯運転講習会を実施
- ・防犯用資材（啓発用の旗、看板）の配布
- ・防犯講話の実施
- ・安全なまちづくり県民運動期間中の防犯キャンペーンの実施